

平成 21 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 **株式会社エリアクエスト**
(コード番号：8912 東証マザーズ)
代 表 者 名 代表取締役 清 原 雅 人
お問合せ先
常務取締役管理部長 伊 藤 真 奈 美
TEL：03-5794-0220

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、下記のとおり平成 21 年 9 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の目的及び理由

- (1) コスト削減と業務運営の効率化を図るため、本店の所在地を東京都新宿区から東京都目黒区に変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

なお、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に定める「みなし定款変更」に基づいて、当社現行定款第 7 条は削除されたものとみなされております。

- (3) 現行定款第 7 条の削除に伴って、現行定款第 8 条以下の条数の繰上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。 第 4 条～第 6 条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。 第 4 条～第 6 条 (現行どおり) (削 除)
第 8 条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	第 7 条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第 8 条 (現行どおり) 2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条～第44条 （条文省略）</p> <p style="padding-left: 100px;">（新 設）</p> <p style="padding-left: 100px;">（新 設）</p> <p style="padding-left: 100px;">（新 設）</p>	<p>3 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条～第43条 （現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定時株主総会日 平成 21 年 9 月 28 日

効力発生日 平成 21 年 9 月 28 日

以 上